

行政常任委員会

令和 6 年 6 月 1 3 日（木）

午前 9 時 5 8 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、内山左和子委員、中里沙也加委員でございます。

それでは、当委員会に付託されました議案第 3 0 号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第 3 1 号、一般会計補正予算第 2 号及び議案第 4 3 号、一般会計補正予算、第 3 号の計 3 議案について審査をいただきたいと思います。

審査の前に市長より挨拶がございます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には一昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 0 号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 3 1 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算、第 2 号の議決についてと、一昨日追加させていただきました議案第 4 3 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算、第 3 号の議決についての 3 議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元の行政常任委員会進行表に基づき審査を進めてまいります。

早速ですが、財政課の審査に入ります。財政課より議案第 3 1 号の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 おはようございます。

それでは、議案第 3 1 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,041万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億8,856万7,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金583万7,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、次のページの12、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費73万5,000円の増額は、いただいた御寄附を地方創生拠点整備等基金へ積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金は、583万7,000円を取り崩すことにより補正後の残高は21億1,445万1,000円、地方創生拠点整備等基金は、73万5,000円を積み立てることにより223万6,000円となり、基金合計は30億283万1,000円となる見込みでございます。

財政課所管の予算の説明は以上でございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

財政課の説明は以上のとおりでございますが、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしということで、確認をいたしました。

これで、財政課所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、次に、政策調整課より、議案第31号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いたします。

それでは、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)について、政策調整課分を説明させていただきます。

まず、予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。通知いたします。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費

補助金のうち516万8,000円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金であります。

その内訳は、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプとして、定住・移住促進事業に2万1,000円、商工振興事業に25万円、産業開発促進事業に253万6,000円の交付決定を受けたものでございます。また、同交付金のデジタル実装タイプとして後ほど事業を説明いたします情報化推進事業に対し、176万2,000円の交付決定を受けたものの合計額でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金73万4,000円の増額は、地方創生応援寄附金で、別当薫記念碑保存会よりおわせSEAモデル構想に係る拠点整備事業に対し御寄附をいただいたものでございます。

続いて、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち3,374万3,000円の増額は、デジタル基盤改革支援補助金で、自治体情報システム標準化事業への補助金でございます。

続きまして、予算書、12、13ページを御覧ください。お願いいたします。

歳出について御説明いたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業は3,516万2,000円を増額するもので、財源は国庫支出金が176万2,000円、その他特定財源が3,374万3,000円でございます。

歳出の内訳は、情報化推進事業として、11節役務費66万円は、回線引込み手数料、12節委託料3,319万8,000円は、自治体情報システム標準化ガバメントクラウド移行業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料130万4,000円は、L G W A N回線使用料などでございます。

次に、5目企画費の財源内訳の変更は、先ほど説明いたしました政策調整課分のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生推進タイプの採択額2万1,000円の増加に伴う財源更正でございます。

続きまして、予算説明書5ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正の追加分として、L G W A N回線使用料は、期間が令和7年度から11年度までの5年間、限度額を596万4,000円とするものでございます。また、L G W A N接続ルーター借上料は、同じく令和7年度から11年度までの5年間、限度額を205万8,000円とするものでございます。

政策調整課の説明は以上であります。よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長 政策課長、14、15の商工費の財源の構成は、説明はあんなのところですか。

○三鬼政策調整課長 歳入のほうで今説明させていただいたんです。商工のほうですか。

○仲委員長 いや、入だけを説明してもらったらどうですか、財源構成で。商工の278万6,000円と559万9,000円。入、したもので、ここで説明してもらったらどうですか。

○三鬼政策調整課長 歳出のほうの説明ですか。

○仲委員長 14、15。

○三鬼政策調整課長 それでは、14、15ページ、御説明いたします。

先ほど申しあげましたデジタル田園都市国家構想交付金の関係に関しまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の財源構成278万6,000円及び3目観光費59万9,000円の財源構成は、先ほど御説明いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金の財源更正によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

政策調整課の説明は以上であります。

質疑はありますか。

○小川委員 予算書の13ページのガバメントクラウド移行業務委託料、これ、やることによって、国のシステムがもうこれから先使えるようになるんですか。

○三鬼政策調整課長 ガバメントクラウドの移行の業務ですので、これを令和7年度中に完成させまして、委員おっしゃるように、いわゆる国の標準化が達成されると、以前からデジタルで説明しております、令和8年度以降の様々なサービスにつながるものとして準備をさせていただきます。それまでの間は、現在のシステムの中でできる範囲で工夫をしながらしていくという今、取組を進めております。

○小川委員 これやることによって、書かない窓口であるとか、ワンストップでできるように、そういうことができるようになるんですね。

○三鬼政策調整課長 おっしゃるとおりで、それを前提として、いわゆる環境整備をするものでございます。

○仲委員長 他に質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

それでは、報告事項、ありましたら。

○三鬼政策調整課長 それではお時間をいただきまして、以前5月8日の行政常任委員会のほうでも少し触れさせていただきましたが、地域公共交通に関する報告をさせていただきます。

まず、東紀州地域公共交通利便増進実施計画(案)について説明いたします。

資料1を通知させていただきましたが、ちょっと前段としまして、東紀州地域では、人口減少によりバスの利用者の総数が減少の一途をたどっており、また、運転士の不足等も相まって、バスの運行について維持していくことが困難な状況となりつつあります。

一方、高齢化によって運転免許を返納する方も増えており、日常生活の移動手段としてバスの重要性が増している中、将来にわたってバスの運行を維持していくことが重要でございます。そのような中、三重交通の島勝線及び尾鷲長島線の2路線が乗車数が国の補助基準を下回ったことから、このままでは国及び県の補助が受けられず運行維持が困難な状況でございます。この状況を改善するための方法として、資料1にございます東紀州地域公共交通利便増進実施計画(案)を策定することにより、新たな補助金を5年間受けることが可能となることから、三重県及び関係市町が計画策定を進めてまいりました背景がございます。

ここで計画の概要について説明いたします。

ちょっと本冊は長いものですから、資料にまとめてございますので、資料2をまず御覧ください。通知します。

本計画案では、本年10月1日より、三重交通島勝線、尾鷲長島線の現行2路線を下の段にございます変更案のとおり3路線に編成するもので、具体的には黄色でお示した瀬木山と海山バスセンターを結ぶ尾鷲海山線、青色で示しました海山バスセンターと島勝を結ぶ島勝線、赤色で示しました海山バスセンターと長島駅前を結ぶ海山長島線へと編成し、2路線が重複して運行している尾鷲海山間の重複運行を解消するものでございます。これに伴い、時間帯によっては海山バスセンターでの乗換えが必要なことから、資料3を御覧ください。通知いたします。

期日までに海山バスセンター内にエアコンや無線LAN、各種スペース等を完備した新しい待合所を新設することで、乗換え時の環境を整備する予定でございます。

続いて、資料の4を御覧ください。

今回の変更点として、島勝線の昼間の運行ルートについては、通常は図にございます下のほうの水色のルートを通るのが現在のルートですが、昼間の時間帯の便によって、青色のルートを通ることによって、スーパーや病院、銀行を利用する方の利便性の向上を図る変更を予定しています。この2点が主な計画の変更点でございます。この計画の変更に伴って、尾鷲市では島勝線に接続しているふれあいバス須賀利地区のダイヤについて改正が必要となってくるのが現状でございます。

まず、それについて説明いたします。資料5を御覧ください。

こちらは、ふれあいバス須賀利地区のダイヤ改正による現行ダイヤとの比較を示しており、水色が改正案でございます。

まず、1枚目は、須賀利町の西の浜バス停から尾鷲市街地へ向かうダイヤとなっております。見方は、左から右へ運行の順番となっております。

①の始発便のみ尾鷲総合病院への直行便で、それ以外は島勝で三重交通島勝線に乗り換えることに変わりはありません。

また、赤い線で囲っている三重交通島勝初9時33分、13時1分、14時56分の便については、先ほど資料4で説明いたしましたとおり、海山町の町なかを走る海山公民館、プライスカット、主婦の店を通るルートを走ります。

次に、その隣の三重交通海山バスセンターの欄を御覧ください。

赤字で記載されている10時9分、13時37分、15時32分の便については、海山バスセンターにおいて乗換えが必要となります。

次のページ、尾鷲市街地から須賀利へ向かう便も同様の表記をしてございます。

このような変更内容について広く住民の意見を聞くため、去る5月30日午後6時から須賀利町で33人の住民の参加を得て地区説明会を開催いたしました。

当日の御意見といたしましては、海山バスセンターでもう一回乗り換えるのは不便になる。海山町で買物する場合には、町なかを走るルートはよいと思う。できれば尾鷲市街地まで行く直行便を現行の1便から増やしてほしいなどの御意見をいただきました。今後これらを検討課題としながら、現行のダイヤを三重交通と協議しながら、時刻表が確定次第、改めて報告をさせていただくこととしております。

以上が計画案の中身でございます。なお、この本計画案は、今後三重県や各地域の公共交通協議会において承認を得た後、国土交通大臣に対して認定申請を行う運びとなっております。本年10月1日から新たな路線ダイヤにて運行が開始される予定となっております。

もう一点だけ、ちょっと追加でよろしいですか。

特に資料はございませんが、アナウンスとして、三重交通の松阪熊野線の終了について報告させていただきます。

新聞報道等で御存じかもしれませんが、三重交通では、熊野市と松阪中央病院とを結ぶ松阪熊野線について、現在1日3往復の運行を行っておりますが、近年乗車数の減少が続いており、乗車数が国の補助基準を下回ったことから、本年10月以降、国及び県の補助を受けることができず、運行維持が困難な状況となる見込みでございます。しかも、この路線につきましては、今後新たな補助金を受けられる見込みも立たないことから、三重交通としましては、本年10月から現行の1日3往復を1往復に減便し、令和7年3月いっぱいをもって松阪熊野線の運行を終了することといたしましたそうです。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

報告の説明は以上であります。

質疑はございませんか。報告に対する質疑、ございませんか。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしと認めます。

それでは、政策調整所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、防災危機管理課から、議案第31号の説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、防災危機管理課に関する事項について、補正予算書及び予算説明書で御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

説明書の10ページ、11ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、7節消防費雑入につきましては、消防団員退職報償金収入422万5,000円の増額で、消防団員の退職に伴い、消防団の共済基金から支払われる10人分の退職金であり、同額を歳出にも計上させていただいております。

次に、歳出の補正でございます。

説明書の16、17ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費につきましては、7 節報償費消防団員退職報償金 4 2 2 万 5, 0 0 0 円の増額で、先ほど歳入で説明させていただきました消防団員の退職に伴う補正計上でございます。

以上で防災危機管理課の説明を終わります。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上で防災危機管理課の説明でございますが、質疑、ございますか。

○中村委員 これ、退職者 1 0 人と今おっしゃいましたよね。平均で 4 0 万ぐらいの退職金ということですかこれ、勤務というのかな、していただいた年数によっていろいろですか。最大と最小、教えていただけます。

○大和防災危機管理課長 勤続年数、それから団の中での職務に応じて金額のほう異なりますので、それを 1 0 名分合わせて 4 2 2 万 5, 0 0 0 円となっております。

○坪田防災危機管理課主査 それでは、お答えいたします。

退職報償金の金額につきましては、階級と年数で分かれておりまして、最低額につきましては、団員という階級の 5 年以上 1 0 年未満の 2 0 万円、最高額につきましては、団長の階級の 3 0 年以上の 9 7 万 9, 0 0 0 円となっております。

説明は以上です。

○仲委員長 他に質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしと認めます。

以上で防災危機管理課の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

それでは、税務課から議案第 4 3 号の説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、追加上程いたしました議案第 4 3 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算(第 3 号)の議決について、補正予算書並びに行政常任委員会資料に基づき御説明いたします。

補正予算書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。通知いたします。

歳入、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の増額は、1 節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 8, 3 9 7 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費の増額は、細目定額減税補足給付金給付事業 1 億 8,397 万 2,000 円の増額でございます。

詳細につきまして、委員会資料にて御説明いたします。

委員会資料の 1 ページを御覧ください。通知いたします。

定額減税補足給付金給付事業について御説明いたします。

令和 6 年分の所得税及び令和 6 年度分の個人住民税について、納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税から 3 万円、個人住民税の所得割から 1 万円の定額減税が実施されますが、所得状況等によっては定額減税し切れないと見込まれる納税者の方を対象に、減税し切れないと見込まれる部分について調整給付が実施されます。

調整給付は、政府の方針において、対象者にいち早く給付を行う観点から、令和 6 年度分の個人住民税の課税情報、これは令和 5 年 1 月から 12 月までの所得情報などとなりますが、これを基に推計した令和 6 年分推計所得税を用いて給付することを算出するものになります。

詳細につきまして御説明いたします。

まず、今回実施される定額減税の可能額につきましては、所得税分が減税対象人数 1 人当たり 3 万円となります。住民税所得割からは、1 人当たり 1 万円が減税となります。今回の調整給付につきましては、まず、1 番目としまして、所得税分の定額減税可能額から令和 6 年分推計所得税を引いた額と、2 としまして、住民税所得割分の定額減税可能額から、令和 6 年度分の住民税所得割を引いた額の合計額を 1 万円単位に切上げて支給するものとなります。つまり、所得税、住民税から定額減税し切れなかった額を 1 万円単位に切上げて支給するという形になります。

計算例の一例ではありますが、そちらに記載しております。

家族構成としまして、例えば世帯主が納税者の方としまして、控除対象配偶者、小学生のお子さんの 3 人家族の例を記載させていただいております。この場合、減税対象人数は 3 人となります。税額としましては、令和 6 年分の推計所得税額が 6 万円、令和 6 年度住民税の所得割額が 2 万 5,000 円と仮定した場合を記載しております。

まず、所得税分の定額減税可能額は、青色の枠の部分となりますが、9 万円となります。推計所得税が 6 万円となりますので、この場合、①の赤字部分の 3 万円が所得税から減税し切れなかった額となります。

次に、オレンジ色の住民税所得割分の定額減税可能額は 3 万円です。住民税所得

割が2万5,000円でありますので、②の赤字部分5,000円が住民税から定額減税し切れなかった額となります。したがって、①と②の合計額は3万5,000円となりますが、今回の調整給付は1万円単位で切り上げて給付するという形となりますことから、調整給付額としては4万円というふうな形になります。

次ページを御覧ください。

次に、不足額給付について御説明いたします。

調整給付につきましては、令和6年6月3日、これは国から示された事務処理基準日というふうになります。この日時点の令和6年度個人住民税の課税情報を基に、国から全国の自治体に提供された「調整給付のための計算ツール」というものを用いまして令和6年分の推計所得税を算出し、今回の調整給付額を計算することとなります。そのため、令和6年分所得税額や定額減税の実績額が確定した後に調整給付金に不足が生じる場合には、不足額給付を追加支給することとされております。

概要としましては、所得税分控除不足額と住民税所得割分控除不足額の合計額を1万円単位で切上げた額から、当初に支給された調整給付額を控除して支給するというふうな計算式になるように聞いております。

不足額給付が生じる例としましては、例えば、令和6年中にお子さんが生まれたなど、扶養親族の増加等に伴う定額減税可能額の増加や所得税額の減少などが想定されております。ただし、現段階では不足額給付に関する事務処理基準等の詳細が公表されておられませんので、今後、国からの情報等が届き次第、ホームページ等でお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、4としまして、事業名としましては、先ほどの調整給付と不足額給付を合わせまして定額減税補足給付金給付事業となります。

今回の給付事業に係る補正予算としましては、給付金としまして、現段階での試算となりますが、調整給付金が1億4,774万5,000円で、対象人数は3,767人を見込んでおります。不足額給付金につきましては2,954万9,000円で、753人を見込んでおります。また、事務費につきましては、システム改修業務委託料、郵送料等としまして667万8,000円を計上しております。

補正予算の総額としましては1億8,397万2,000円で、財源内訳は全額国費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充当予定であります。

続きまして、調整給付のスケジュール等につきましては、準備が整い次第、8月頃から市からの案内書類等を発送し、8月下旬頃から順次給付を行ってまいりたいと考えております。ただし、準備が整い次第、少しでも早く給付を開始してまいり

たいと考えております。

なお、申請期限としましては、10月末を予定しております。

最後に米印の部分となります。

不足額給付についてであります。こちらにつきましては、令和6年分の所得税額や定額減税の実績額が確定する令和7年において、確定申告書や給与支払い報告書等の情報を基に算定することから、現段階で給付時期等については未定となっております。確定申告書等の情報を基に、まずもって令和7年度の住民税の算定を行った上での対応となることから、不足額給付の給付準備が整うのは、恐らく来年の夏頃になるのではないかと想定しております。したがって、本事業の一部につきましては、令和7年度に繰り越すことを想定しておりますが、現段階では、国の方針等、決まっておきませんので、今後具体的な内容が決定してまいりましたら、また改めて御報告申し上げたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が税務課の議案第43号の説明でございます。

質疑はございますか。

○西川委員 7番の申請期間、10月末を予定と、これ申請せなならんのですか。

○三鬼税務課長 今の様式でいきますと、確認書類という形で、こういう計算ですけれどもよろしいですかというふうな確認書類を送付し、それを返送していただくと。そういうふうな格好で考えております。

○西川委員 それやったら全世帯、行くんですか、それは。

○三鬼税務課長 調整給付の対象となる方のところには御案内文書を送付する予定という形になります。

○西川委員 ということは、税金滞納者にはいかないということですよ。

○三鬼税務課長 対象となる方につきましては全員、行くという形になりますので、納付の状況を確認した上で行くというふうな形のことではございませんので、一応対象者には書類が行くというふうな形になります。

○仲委員長 他に質疑、ございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それでは、税務課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

それでは、市民サービス課から議案第31号の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 市民サービス課です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和6年度尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額4,319万3,000円を追加し、1億2,186万7,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金660万円の追加でございます。住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額660万円を追加し、4,214万4,000円とするものでございます。全額一般コミュニティ助成事業に対する補助金660万円の追加であり、特定財源のその他660万円は、先ほど歳入で申し上げました一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、委員会資料の1ページを御覧ください。

一般財団法人自治総合センターの助成事業として採択されました須賀利区、古江区、曾根区の3地区のコミュニティ活動の備品の整備で、事業の概要にございますように、須賀利区では、ごみ集積ボックスの整備、古江区におきましては、会議テーブル、椅子等の集会場備品の整備のほか、曾根区では、難聴箇所解消のための放送設備を整備し、コミュニティの生活環境の充実を図るために必要となる備品の整備を図るものでございます。

議案第31号についての説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 ありがとうございました。

市民サービス課の議案第31号の説明は以上でございます。

質疑はございますか。

- 小川委員 助成事業に申請した場合、お金が出るまで、期間ってどれぐらいかかるんですか。
- 塩崎市民サービス課長補佐兼係長 申請自体は前年に申請する仕組みになっておりまして、大体9月頃に申請いただいて、同一年度の3月ぐらいに内示をいただくというような状況になります。
- 小川委員 それじゃ、9月ぐらいまでに申請して、実施されるのは新年度、年度が変わってからということになるわけですか。
- 湯浅市民サービス課長 そのとおりでございます。
- 南委員 1点、同じくコミュニティの事業なんですけど、確認として、当然ノミネートされるのは、区だとか地区、自治会単位が主立った申請ができると思うんですけども、細かい部分でいったらどのレベルまで、いろんな自治会単位の中で、例えば、市内の町なかの自治会単位でも申請できるのか、そこら辺だけ、どこまで申請の幅があるか、それだけ1点。
- 湯浅市民サービス課長 今、南委員のほうからおっしゃっていただいた主立った自治会だとか、町内会だとか、あとは、例えば自主防災会であったり、婦人会であったり、自治会ですよ。そういうところは、主立った団体のところはほぼいけるんじゃないかなとは思いますが、我々がこれ決めるところではなくて、政策調整課のほうでこれ審査している部分でございますので、詳しいところは政策調整課のほうになるんですけども、大体その辺の主立った団体辺りはいけるんじゃないかなとは思っていますけどね。
- 南委員 幅広い団体まで多分いけるだろうということなんですけれども、例えば、申請する段階ですね、それはやっぱり自主的申請しか、企画調整係のほうで、政策調整課のほうしか分からないのかも分からないですけども、窓口としたらやっぱり市民サービス課が一つの窓口なんですけれども、地区団体から申請するシステムというか、知らない団体なんかもまだ幾分かあるんじゃないかなというふうな思いがいたしますので、そこら辺の周知だとか、申請については、特に市民サービス課のほうではどのように考えておるか。
- 湯浅市民サービス課長 基本的には、市民サービス課の立場としては、自治会と区長会、担当している部分には御案内は差し上げているんですけども、あとのそういう自主防災会であったり、婦人会であったり、老人会であったりというところになると、南委員のほうからこういう話がありましたので、今後政策調整課のほ

○仲委員長　なしと認めます。

それでは、市民サービス課の議案第31号については終了いたします。御苦労さんでした。

それでは、福祉保健課、議案第30号、議案第31号の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事　それでは、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてについて説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。通知します。

本条例は、国による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所、小規模保育事業所等における満3歳以上の児童に対する保育士、保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、市の所管となる小規模保育事業所等を含む家庭的保育事業等に係る保育士等の配置基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

国基準に基づき、これまで満3歳以上4歳未満の児童に対する保育士等の配置が、児童20人に対して1人であったところを15人に対して1人に、また、4歳以上の児童については、30人に対して1人であったところを25人で1人と改めるものであります。

なお、現在のところ市内においては対象となる事業所がないため、影響はありません。

説明は以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

まず、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　質疑なしと認めます。

それでは、議案第31号の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　それでは、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書

及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3,749万円の増額は、1節総務費補助金3,749万円の増額で、そのうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,232万2,000円の増額は、エネルギー・食料品価格等の価格高騰による負担増の影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税が均等割のみ課税されている世帯に対して給付金を支給する給付金事業に係る国庫補助金になります。この事業につきましては、後ほど歳出と併せて御説明いたします。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金578万円の減額は、2節児童福祉費補助金578万円の減額で、みえ子ども・子育て応援総合補助金の交付決定に伴うことによる減額でございます。

今年度のみえ子ども・子育て応援総合補助金につきましては、三重県における予算確保が補助上限額に対して約52%となる3億円であったところ、県内全市町からは約11億円の事業申請が行われておりました。本市では、補助上限額である2,400万円の歳入を見込み、申請時点において対象となる3事業、小規模保育施設整備事業、児童・生徒学校給食費給付事業、尾鷲市学校給食センター統合事業への補助金申請を行いました。最終的に外部有識者等も含めた事業選考により、給食センター統合事業が採択されない結果となりました。当該県補助金は3年間の継続実施が予定されており、来年度が区切りの3年目となりますが、申請の際にはこうした県の状況も考慮し、より確実な申請に努めてまいります。

次に、歳出でございます。

次ページの12、13ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費158万4,000円の増額は、細目社会福祉一般総務費158万4,000円の増額で、17節備品購入費158万4,000円の増額は、福祉保健センターに設置されている放送設備の更新による備品購入費になります。

福祉保健センター1階事務所に設置されている放送設備は、保健センター管内の放送を行う設備で、2000年にセンターが建設された当時に導入され、毎年法定点検を受けながら使用しており、現在まで23年以上が経過しております。今回、老朽化による故障が判明し、保健センターの運営に影響を及ぼすことから、同設備の更新を行うものです。

次に、6目子ども医療費59万4,000円の増額は、細目子ども医療費助成事業59万4,000円の増額で、委託料の福祉医療費制度システム改修業務委託料59万4,000円の増額は、福祉医療費制度システム改修に係るシステム改修業務委託料になります。

本市では既に18歳年度末までの子供に係る医療費の助成を行っておりますが、三重県においては、昨年度まで県内市町が行う子供医療費に対する県補助金は小学生までを対象としておりました。しかし、昨年度末において、令和6年度からは中学生の入院医療費までを県補助の対象拡大にすることが決定されたことから、当該業務に対応するため、システム改修が必要となったものでございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費3,232万2,000円の増額は、細目物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分）給付事業1,616万1,000円の増額で、エネルギー・食料品価格等の価格高騰による負担増の影響が特に大きい住民税非課税世帯に対して給付金を支給する給付事業に係る事業費でございます。

次に、細目物価高騰対策生活支援給付金（住民税均等割世帯分）給付事業1,616万1,000円の増額で、先ほどの住民税非課税世帯に対する給付事業同様、エネルギー・食料品価格等の価格高騰による負担増の影響が大きい住民税が均等割のみ課税されている世帯に対して給付金を支給する給付事業に係る事業費でございます。

これら二つの給付事業の詳細につきましては、資料に基づき担当係長から御説明させていただきます。通知いたします。

○林福祉保健課係長　それでは、資料1、物価高騰対策生活支援給付金、住民税非課税世帯分について御説明いたします。

（1）事業目的につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、物価高騰による負担増の影響が特に大きい住民税非課税世帯に給付金を支給し、生活を支援するものでございます。

（2）対象者の方につきましては、令和6年6月3日現在において尾鷲市に住民登録があり、令和5年度の課税状況と比べて、新たに令和6年度分の住民税が非課税世帯となった世帯主の方が対象でございます。

令和6年1月から3月にかけて実施させていただきました令和5年度物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分・住民税均等割世帯分）の対象となっていない世帯が今回の対象世帯となることを申し添えさせていただきます。

また、対象世帯において児童がいる場合には、こども加算が加算されます。

(3) 給付額につきましては、1世帯につき一律10万円でございます。世帯に児童がいる場合は、こども加算として児童1人当たり5万円を加算いたします。

(4) 支給日につきましては、確認書を7月中旬に発送し、確認書の返送を受けて審査を行い、8月中旬から順次支給してまいります。確認書につきましては、世帯の扶養状況や振込口座などの確認を行っていただきます。

(5) 対象見込世帯数などにつきましては、150世帯を見込んでおり、こども加算については20名と見込んでおります。

(6) 事業費ですが、1,616万1,000円で、主な内訳は、職員時間外手当6万3,000円、事業費5万円、役務費4万3,000円、使用料及び賃借料5,000円、負担金、補助及び交付金、物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分）として1,600万円となります。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,616万1,000円で、補助率は10分の10となります。

続きまして、次ページ、資料2、物価高騰対策生活支援給付金（住民税均等割世帯分）について御説明いたします。

(1) 事業目的につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、物価高騰による負担増の影響が大きい住民税均等割のみ課税されている世帯に給付金を支給し、生活を支援するものでございます。

(2) 対象者の方につきましては、令和6年6月3日現在において尾鷲市に住民登録があり、令和5年度課税の課税状況と比べて、新たに令和6年度分の住民税が均等割のみ課税世帯となった世帯主の方が対象でございます。

なお、令和6年1月から3月にかけて実施させていただきました令和5年度物価高騰対策生活支援給付金の対象となっていない世帯が今回の対象世帯となることを申し添えさせていただきます。

また、対象世帯において児童がいる場合には、こども加算が加算されます。

(3) 給付額につきましては、一世帯につき一律10万円でございます。世帯に児童がいる場合はこども加算として児童1人当たり5万円を加算いたします。

(4) 支給日につきましては、確認書を7月中旬に発送し、確認書の返送を受けて審査を行い、8月中旬から順次支給してまいります。確認書につきましては、世帯の扶養状況や振込口座などの確認を行っていただきます。

(5) 対象見込世帯数などにつきましては、150世帯を見込んでおり、こども加算については、20名と見込んでおります。

(6) 事業費ですが、1,616万1,000円で、主な内訳は、職員時間外手当6万3,000円、事業費5万円、役務費4万3,000円、使用料及び賃借料5,000円、負担金、補助及び交付金、物価高騰対策生活支援給付金（住民税均等割世帯分）1,600万円となります。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,616万1,000円で、補助率は10分の10となります。

説明は以上となります。

○山口福祉保健課長　それでは、予算書の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

3項生活保護費、1目生活保護総務費24万5,000円の増額は、細目生活保護一般事務費24万5,000円の増額で、8節旅費14万6,000円の増額は、人事異動により生活保護業務における任用資格である社会福祉主事の資格を取得する必要が生じたため、資格取得に必須の研修参加旅費14万6,000円及び18節負担金、補助及び交付金9万9,000円の増額は、先ほどの旅費と同様、社会福祉主事の資格取得のための研修等受講負担金9万9,000円を増額するものでございます。

以上が福祉保健課の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長　福祉保健課長、16、17ページの教育費の2款小学校費の財源更正、これ歳入などの説明、今してくれたよな、減額の578万、これについても財源構成だけ説明してください。

16ページの財源構成。

○世古福祉保健課参事　こちらの財源構成に当たりますが、こちら先ほどの歳入のみえ子ども・子育て総合応援補助金の部分の578万円分が減額となります。一般財源ということになります。

○仲委員長　ありがとうございました。

以上で福祉保健課の議案第31号の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○小川委員　それでは、物価高騰対応重点支援交付金についてちょっとお伺いします。

住民税の均等割じゃないところの150世帯、均等割のところ150世帯、大体300世帯ぐらいあると理解すればよろしいんですか。

- 山口福祉保健課長 そのとおりでございます。
- 小川委員 それと、去年対象になったところはこれ、今年を対象にはならないんですよ。
- 山口福祉保健課長 令和5年度において同様の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の給付金事業がありました、その方は今回は対象外となります。
- 小川委員 それと、扶養になっている方、そういう方も対象にならないんですよ。
- 山口福祉保健課長 委員おっしゃるとおり、扶養されている方は今回対象とはなりません。
- 仲委員長 他に質疑、ございますか。
- 濱中副委員長 ちょっと聞き漏らしかも知れないんですけども、15ページの社会福祉主事資格認定受講の必要ができたのは、制度上今までいなくてよかったものが要るようになったのか、今まで持っていた人がいなくなったのか、異動されたのか、ちょっとそれだけ確認させてください。
- 山口福祉保健課長 人事異動に伴って、資格取得されている方が他課へ異動されたことによって、新たに異動で見えた方が資格を持っていないということで、今回旅費と自己負担金を計上させていただきました。
- 濱中副委員長 取得までの期間と、そのない間は、業務に支障はどんな感じになりますか。
- 山口福祉保健課長 取得にかかる期間は、おおよそ1年近くかかってしまいますが、その間の資格がない部分については問題ございません。
- 仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 それでは、福祉保健課の議案第31号については、質疑を終了いたします。審査を終わります。

ありがとうございました。

10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時09分)

- 仲委員長 皆さん、よろしいですか。それでは、水産農林課の審査に入ります。議案第31号、まず説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長　　よろしく申し上げます。

議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書及び資料に基づき、水産農林課に係るところを説明させていただきます。歳入を説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。通知します。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金106万4,000円の減額は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金で、補助金の額の確定に伴う減額でございます。詳細につきましては、歳出にて説明いたします。

続いて、歳出を御説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、補正額105万7,000円の減額で、財源内訳は国県支出金106万4,000円の減額、一般財源7,000円の増額でございます。

詳細につきましては、資料にて農林振興係の野田主幹から説明をさせていただきます。

資料を通知いたします。

○野田水産農林課主幹兼係長　　それでは、行政常任委員会資料1ページ、資料1を御覧ください。

みどりの食料システム戦略緊急対策事業について説明させていただきます。

本事業は令和4年度から進めております10分の10補助の有機農産地づくり事業であります。3年目となる令和6年度においては、補助金上限額600万円を要望しておりましたが、有機農業産地づくりに新たに取り組む自治体が増えたことから、補助金が106万4,000円減の493万4,000円に確定いたしました。このため、同事業の歳出を105万7,000円減の502万6,000円に減額するものであります。

歳出補正の内訳は、まず減額から、12節委託料の有機農業推進業務委託料のうち、生産や農業指導に関する委託分206万2,000円を減額します。

7節報償費、講師謝礼8万円増で、これは有機農産物の給食提供時における食育に関する講師謝礼です。

10節需用費、消耗品費59万5,000円増で、これは、灌水試験用資機材、販売台資材、学校給食試験用野菜を拡大し提供する費用となります。

13節機器借上料33万増で、これは昨年度好評であった軽トラの荷台に甘夏の

ラッピングの下に枠を設置し、移動しながら販売やPRを行うための荷箱の借上料です。これらトータルすると105万7,000円の減額となります。

減額した生産農業指導に係る委託分については、別の新たな補助メニューで採択を受けましたので、そちらで有機農業に関する生産や農業指導を実施いたします。

新たな採択を受けた事業につきましては、3項の括弧書きの中にあります。

新たに採択された補助事業は、グリーンな栽培体系への転換サポート緊急対策事業で、専門家による技術指導を行い、有機農業への栽培転換を図る補助メニューです。10分の10補助で、297万3,000円の採択を受けております。

なお、グリーンな栽培体系への転換サポート緊急対策事業につきましては、農業者を中心とした尾鷲市有機農業産地づくり推進協議会への直接補助となるため、一般会計には計上されておられません。

結果、一般会計のみどりの食料システム緊急対策事業は105万7,000円減の502万6,000円となりますが、協議会が主体となるグリーンな栽培体系への転換サポート緊急対策事業が新たに採択を受けたことから、有機農業に関連する補助事業は191万6,000円増の799万9,000円となります。

今年度は、市と協議会がそれぞれ有機農業を軸とした農業振興を進めてまいります。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 以上で令和6年度の第2号補正に係る水産農林課の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が水産農林課の議案第31号の説明であります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

それでは、報告事項をお願いいたします。

○芝山水産農林課長 それでは、報告事項2件ございまして、まず、1点目を御説明させていただきます。

資料の2になります。通知をさせていただきます。

令和4年3月1日に尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言を行って以降、共にその具現化のために検討を重ねているチームにおきまして各種取組を進めているところでございますが、このたび尾鷲市市有林でのJ-クレジットの取組におきまして、一つ

のくさびとしての成果を出すことができましたので、その内容について、担当しております千種参事、それから林業技師の高村主任から資料を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○千種水産農林課参事　それでは、資料2の2ページをお願いします。

今回は、尾鷲市における森林吸収系J-クレジットの創出と活用についての報告をいたします。

次のページをお願いします。

第1次産業での環境価値の創出についてです。

現在、水産農林課では、農業については有機栽培によるオーガニックビレッジ、林業については生物多様性によるグリーンカーボン、水産業については藻場再生によるブルーカーボンといった環境に配慮したサステナブルな1次産業を推進しております。

狙いは二つあり、農、林、水のそれぞれの取組を通じて、まず、第1に1次産品に新たな価値をつけること。続いて、第2に活動を共に行い支援していただける企業を呼び込むことを目指しております。

次のページをお願いします。

森林での環境価値の創出についてです。

このたび、J-クレジットについて取得手続のめどがついたことと、令和5年度にて先行して取り組んだS I N R Aプロジェクトでの販売収入がありましたので、森林吸収系J-クレジット制度についての説明をさせていただきます。

まずは、J-クレジット制度の説明をさせていただきます。

J-クレジット制度は、省エネルギーや再生可能エネルギーによるCO₂等の排出削減量や適切な森林経営活動によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証するもので、本市においては、市有林での森林管理によるCO₂等の吸収量としております。また、発行されたクレジットはカーボンニュートラルを目指す企業や団体などへ売却することが可能となっております。

続きまして、市有林におけるJ-クレジットの取組についての詳細を担当の高村より説明いたします。

○高村水産農林課主任　私のほうから、J-クレジット申請状況について、御説明させていただきます。

資料、5ページを御覧ください。

こちらの資料は、本市のJ-クレジットの創出想定表となっております。令和5

年度に国が運営するJ-クレジット制度に認証されたものであり、一番下の段の数値が登録期間中に吸収する二酸化炭素吸収量の想定値となっております。

なお、資料に記載しております数値に関しましては、書類上想定できる最大値であり、実際の現地モニタリングの結果では減少するものと考えられます。

対象面積といたしましては、資料左下段に記載されております人工林813ヘクタール、天然林1,228ヘクタールであり、本市で管理する森林経営計画を基にした面積でございます。

なお、左端1年目の列、令和5年度創出分である551トンCO₂に関しましては、令和3年から2か年LINEヤフー株式会社様から御寄附いただいた企業版ふるさと納税を活用し、整備を行った九鬼町の市有林、通称みんなの森を中心としたエリアから創出したものとなっております。

また、今回新たな取組の一つといたしましては、令和5年度の制度改正により新たに対象となりました天然林について申請を行い、市有林では1,228ヘクタールが登録エリアに認定されたことを併せて御報告させていただきます。

4年目の令和8年度分には、登録した市有林全部がクレジット認証される予定であり、最大6,585トンCO₂の二酸化炭素吸収量を見込んでおります。

資料6ページをお願いします。

こちらの資料は、企業と連携した新たな販売経路を表したものとなっております。従来J-クレジットの販売は、企業、団体のみとなっておりますが、本市での脱炭素に資する様々な活動を広く知っていただきたいということも含め、本市のゼロカーボンシティの活動の中から設立された株式会社paramita、そのparamitaが運営するSINRAプロジェクトを通し、環境価値や社会問題に関心のある個人にもバタフライエフェクトというチョウチョウのデジタルアートに本市のJ-クレジットをひもづけて販売しております。

様々な方に尾鷲の森林に興味を持ってもらうことで、本市に対する関係人口、さらには活動人口の創出にもつながると考えております。

資料7ページをお願いします。

令和5年度SINRAプロジェクトを通し、本市で初めてのJ-クレジット収入の御報告をさせていただきます。

令和5年度では、278トンCO₂のJ-クレジットが販売されました。

内訳につきましては、購入者190件の方から、1トンから10トンCO₂の購入数となっております。1トンCO₂当たりの価格に関しましても、相対で協議し

た結果8,000円とし、購入数である278トンCO₂を掛けた222万4,000円を令和5年度分のJ-クレジット販売収入として歳入いたしました。

資料8ページをお願いします。

販売収入の利活用に関しましては、大きく2点を挙げております。

1点目といたしましては、尾鷲市有林の森林の境界確認を行うことで、次年度以降のJ-クレジット対象エリアの明確化を行うことです。水産農林課で運用している森林経営管理システムと同期させ、デジタル上で森林の見える化を図ることを考えております。

2点目といたしましては、本市とともにゼロカーボンシティの実現に向けた取組をしております一般社団法人Local Coop（ローカル・コープ）尾鷲への活動負担金として考えております。

この活動負担金に関しましても、生物多様性をキーワードとしたみんなの森の森林整備や本市の目指すまちづくりに共感していただく企業への営業、関係人口の創出が活動として挙げられることから、結果、尾鷲市に還元されるものであると考えております。

これらの活動を通し、環境保全型の森林経営を民有林への横展開も考えており、今後仕組みづくりをLocal Coop（ローカル・コープ）尾鷲をはじめ、関係各所と協議させていただきます。

なお、J-クレジット収入の増加が今後見込まれることから、9月議会に向け、基金の設立の御相談を今後させていただきたいと考えております。

資料9ページをお願いします。

以降、9ページ、10ページに関しましては、株式会社paramitaが運営するSINRAプロジェクトの活用事例を御紹介させていただきます。

令和6年6月5日より、小田急電鉄が自社、箱根での旅行プランにCO₂フリーなエシカル旅プランというものを株式会社paramitaと共同で開発いたしました。

資料10ページをお願いします。

10ページでは、その事業スキームとなっております。

箱根での宿泊や食事などのツアープランにエシカル旅行代金として箱根の環境保全費用、そして本市のJ-クレジット購入費をセットすることで、環境に配慮したCO₂フリーな旅行を楽しむものとなっております。

現在、社会状況を踏まえますと、今後J-クレジットなどの環境価値をひもづけ

たエシカル商品が増加すると想定されることから、本市におきましても、ローカル・コープ尾鷲や株式会社 p a r a m i t a、さらには協定を結ぶ企業、団体とともに、多くの企業に尾鷲の1次産業、ひいてはまちづくりに関わってもらえるチャンスが来ていると考えております。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 報告の一つ目は以上でございます。

○仲委員長 続いて、熊の関係もいってください。

○加藤市長 私のほうから熊の出没に対する対応、これにつきまして報告いたしたいと思います。

今年度に入って、特に5月下旬からなんですけれども、当初は26日なんですけれども、5月下旬以降に尾鷲市内でも目撃情報が相次いでおるとい、こういう状況です。こういうことを踏まえまして、私はこの状況では、市民の皆さんとかあるいは熊野古道などに来訪されている皆さんの安全安心を担保するには大変厳しい、こういうことを判断しました。

先日、三重県の尾鷲農林水産事務所長がお越しになりまして、紀伊半島のツキノワグマは、絶滅の可能性のある個体群とのことで、駆除はできないということなんですけれども、やはり人の命に関わる話ですので、特に駆除はできないということでは認識しているけれども、何とか捕獲することができないのかというようなことで県のほうにも要請いたしております。

市の水産農林課におきましては、現在いろんな形で情報が寄せられております。それを速やかに整理しながら、その整理したものを速やかに公開することによって、広く市民あるいは来訪者の方々に啓発するように、こういう指示を出しているところでございます。

一番ポイントになったのは、昨日、市民の方から尾鷲南インター付近に出没した画像、これを提供していただきました。これまでいろんな情報はあって、ツキノワグマかな云々というようなこともあったんですけれども、やはりこの画像を見て、もう本当にツキノワグマで間違いはないという、こういう認識をしたところでございます。

これまでの一連の情報と現在対応している内容について、水産農林課長のほうから詳細を説明させていただきたいと思います。

○芝山水産農林課長 それでは、資料のほう、私から説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

こちらが先ほど市長が申し上げました、市民の方から提供をいただきました、尾鷲南インター手前の国道42号線沿いの熊の様子でございます。

これまで当課に寄せられていました情報では、大きさが50センチ前後の子熊らしきものという情報がほとんどでございましたが、この写真を見て、実際フェンスの大きさなども測ってきたのですが、90センチ程度あるものと思われま。また、胸のマークは見えないものの、この形を見ると、また、フェンスを上っているという状況を見ると、ほぼツキノワグマであるというふうに確定をしたものでございます。この個体は専門家の方に聞きますと、3歳前後の成獣ではないかというふうにおっしゃっております。大体2歳ぐらいまでは親子で、親と共に行動するというものでございましたが、これはひょっとしたら親離れをしたすぐぐらいの個体ではないかということで、今までの目撃情報も、子熊らしきもの1頭の目撃がほとんどだったものですから、もうほぼこの個体が親離れをしてすぐで、歩いているようなところが目撃されたというふうに思っております。

次のページを御覧ください。

こちらの地図は、令和5年度から令和6年の今年の6月11日までに寄せられた情報を地図に落とし込んだものでございます。

こちらは、赤い丸印、ピンクの文字が、令和6年度に入ってからのものでございます。この地図と目撃情報を基に関係者と対応協議をしているところでございますが、特に可能性といたしましては、11日に新田町で目撃された個体につきましても、この写真のものが南インターのところから一山越えて新田町のところまで移動したものであるというふうに思われます。

こういう一連の出没状況を鑑みまして、先ほどの市長のお話のとおり指示がありまして、三重県にツキノワグマ用の被害防止策捕獲おりを設置するような申請手続を行いました。本日、許可が下りまして、先ほど当課の職員と県の獣害担当職員、または獣害パトロール員や猟友会の皆様方と適切な場所におりを設置してまいりました。このことによりまして、この個体、写真に写されている個体がそのおりに無事捕獲をされましたら、絶滅の可能性のある個体群ということで駆除はできないものですから、三重県の指示によりまして、一般個人が立ち入らない尾鷲市の市内の奥山のところに、法に基づいた手続により放獣をしていくということになります。

ツキノワグマは非常に神経質で、なかなか簡単に捕獲はできないという話もあるのですが、なるべく早期に捕獲できることを期待しているところでございます。

もう一ページ、最後のページをおめくりください。4ページになります。

被害防止捕獲おりの設置のほか、尾鷲市としての今後の対策を記載させていただいております。

1番が先ほどの捕獲おりの設置申請というところでございます。

2番につきましては、特に市民や来訪者の皆様に的確な情報をお伝えするというためにも、アナログとデジタルの両立で啓発活動を行っていきたくと考えております。ポスターを今作成しております、大至急作成しているところで、出来上がりましたら、市内広報版や公共機関、集客交流施設や御協力いただけるスーパーやコンビニというような、人目につくようなところに貼付けをしていきたいと。おおむね60か所から70か所ぐらい、貼付けつけすることができればというふうに考えております。

それとそのポスターには、4ページの一冊下に載せてありますQRコード、こちらを全てに記載しまして、これを読み込んでいただきますと、全て尾鷲市のホームページの熊の情報のページに飛ぶような仕組みにしておりますので、最新情報はQRコードを読める方はこちらから読んでいただきたいというふうに考えております。尾鷲市のホームページの一番最初の画面、トップ画面のところに緊急情報という欄がございます。ふだんは災害時の情報を載せるところになるんですが、今そちらに熊の出没に御注意くださいという掲示をさせていただいております、そこをクリックしていただくと、このQRコードと同じく、尾鷲市のホームページの熊の情報のところに飛ぶような設定をさせていただいております。

また、4番、5番のところになります、今後の対応といたしまして、昨日ですが、尾鷲警察の生活安全課、それから三重県の農林水産事務所、それと庁内の関係課といたしまして、教育総務課、福祉保健課、商工観光課、生涯学習課、環境課、それぞれの立場で一斉に集まっておきまして、今後の対応の協議を行いました。

特に、警察のほうからも今後パトロールの強化というところでは、来週金曜日、21日まで少し強化的にパトロールをしていこうということで、パトカー3台と、それから本市のほうでも、防災のパトロールカーである赤いパトロールカーを出して、それぞれ巡回して回っていきたくと。特に尾鷲小学校、矢浜小学校、尾鷲中学校の学校区に、ちょうど新田町から一山越えた桂ヶ丘の辺りが入ってくるものですから、その辺りを特に重点的に、登下校時間に合わせたパトロールを強化していきたくというふうに考えております。

このような形で、個体がおりに捕獲されて、しかるべき奥山に放獣していくというのが一番分かりやすい対応になるのですが、それまでの間は、警察ともいろいろ

情報共有をしながら迅速なパトロールをしていきますが、市民の皆様方にも特に餌場になるような、ごみ出しとか、あとは家庭菜園をされている方におかれましても、そういう餌場になるようなところの管理というものを徹底していただきたいというのが我々からのお願いになります。

この内容につきましては、本日16時30分から尾鷲市記者クラブの皆様と同じ情報を提供させていただいて、マスコミからも市民の皆様幅広く広報していただけるようお願いをしてみたいというふうに思います。

また、この情報につきましては、順次御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

○仲委員長 ありがとうございます。

報告事項2件の説明でございました。

報告事項2件について質疑、ございますか。

○南委員 熊のほうからなんですけれども、最近目撃情報が多いということで、全国的には死亡事故につながる大きな事故が日常茶飯事的な問題になっております。今、説明していただいたんですけれども、出没地域で1頭の個体と考えておるんですか。それとももっと複数の個体を考えているんですか。それ1点だけ。

○芝山水産農林課長 生息調査をしていないものですので、的確なことは申し上げられないのですが、熊の生態上、先ほど申し上げたように2歳程度までは親子で動いていくもの、それとあまり群れで動くようなものではないので、個別に1頭、2頭の親子ぐらいが、もしくは成獣1頭が動いていくというふうに言われておりました。資料によりますと、雄では大体三、四十キロから50キロ、多いときには100キロ移動するというふうに言われています。そういうことを考えますと、やっぱり、今この辺り、この地図上に出ている個体は、全部が今まで五、六十センチの子熊という報告でしたので、これ見た目によっては歩いているところを見ると背中が丸まって五、六十センチに見えるかも分からないので、ほぼこの個体ではないかという想定はしております。ただ、ほかにいないとはちょっと限らないのでそこは明らかではないです。

○南委員 万全を期して、差し当たってはパトロール、そういったことしかできないので、ぜひとも獣害対策委員さんみたいななんかもその中へ加わると思うんですけれども、特に猿やとか鹿の対策に、そういった意味でも全庁力を上げて、安心安全を守っていただきたいと思います。

それと、森林、J-クレジットのほうなんですけれども、今説明していただいた

7ページの中で、5年度の購入額は278トンということで、222万幾がしかの収入が上がっておるんですけども、当市としたらJークレジットの販売額の目的の総数、ヘクター、大体どれだけ予定しております。

○芝山水産農林課長 先ほどの資料の5ページをちょっと通知させていただきます。よろしいですか。

これが今プロジェクトとして申請している想定表になるんですが、今委員が言っただきました278トンの販売というものは、一番左端の1年目の列を御覧ください。1年目の列の一番下、1,149トンとあります。このうちから先行販売としてSINRAプロジェクトにて278トン販売をしていただいているものでございます。今後、認証されるのが大体今年の11月ぐらいと考えています。そこで、1,149トンにどれぐらい近い数字が認証されるか、ちょっとまだそれになってみないと分からないんですが、その数字、それから、2年目、3年目、4年目とその面積を増やしていくことによって、4年目で最大6,585トンのクレジットの認証が受けられるというふうに考えています。

これを今回、相対で8,000円という価格で取引させていただいていますが、例えばこれを8,000円で売ることができたとしたら、恐らくは4,800万円程度の収入になるというふうに考えております。

○仲委員長 他に。

○中村委員 これ非常に分かりにくいんですけども、Jークレジットで、現金でも売買できるにもかかわらず、これわざわざ仮想通貨で売って、手数料をこの会社に払って、その残りを尾鷲市がもらって、それをまたここに全額事業費として補填するみたいな、すごい意味がよく分からない制度を取られているんですよ。

この会社のこれ今回の分かりにくいもう一つの点は、箱根でエシカル旅の中に、尾鷲市のJークレジットが矢印で入っていることになるんですけども、なぜ尾鷲市のクレジットが箱根に使われるのか。そこらのところの整合性、尾鷲市の旅行に使っていただくなれば分かるんですけども、ここらについてとか、それから、この制度で、太陽光発電もされるようなことを前、お聞きしたと思うんですけども、それも中国産、中国製の後で処分が困るような太陽光のすごくそれを進めておられると思うんですけども、純日本製のペロブスカイトがもうすぐできると思うんですけども、そのような太陽光発電というのはこの会社は考えておられるのかお聞きします。

○芝山水産農林課長 まず、Jークレジットの考え方でございますが、二酸化炭

素吸収量、森林では二酸化炭素吸収量をこのようなトンに換算しまして、それを企業に販売することができるという制度です。企業は、なぜじゃあこういう二酸化炭素の吸収量を購入するかといいますと、2050年までにカーボンオフセットをしないといけないという、プライム市場的にはそういう義務が生じています。どうしてもゼロにはできないので、ゼロにできない分をこういうところで購入する。そのところで、まずは企業に相対で取引するということなんですけど、現在の市場マーケットのほうでは、実はまだそれが動き切っておりません。J-クレジットはどちらかというところであふれているという状況です。相場を見ますと、J-クレジットの1トン当たりの価格は、2,000円程度から1万円程度というところで、幅がこれほど出てきています。もちろん企業にとりましては、自社の二酸化炭素を相殺するのに安いほうが、それは企業利益としては当然あると思うんです。ただ、あまりそういう安いクレジットばかり買っている企業は、投資家とか株主の方から高い評価を得られないというのも出てきておまして、そこで企業は一緒に活動していく活動指標というものも取組の中にレポートに書き込んで報告するように今なってきました。そんなような背景がありまして、本市のJ-クレジットにつきましても、これから取得していくトン数を相対で売り切っていくという、もちろんこちらにも逆に取得をすれば、そういうノルマというか、課題が出てまいります。今多くの自治体が売り切れずに、いわゆる入札とかでちょっと安く販売しているというような状況で、今のプライム市場でも平均は6,000円に満たないほどで取引されております。そういった中で、本市は、幾らで相手方が販売されるかはちょっと別において、今の相場では、本市の収入は、8,000円は何とか担保したい。この後もっと上がってくればもちろんそれに伴ってこの相場も上げていきたいと思っておりますが、当面、今年、来年辺りは、今の相場で考えますと6,000円程度でしか平均相場が動いていないところを8,000円では販売していただきたいというようなところで、paramita側にも交渉、もちろんこれから、今ちょうど幾つかの企業も交渉しているところがあるんですけど、その企業にも、まずはこちらは8,000円で売らせていただきたいです、それだけ活動にもお金がかかっていますということと、一緒に活動していただける企業に売りたいということで、共に活動を尾鷲市の中で、社員を派遣していただいたりとか、何か専門的なノウハウをこちらの1次産業に教えていただいたりとか、そういうような企業を探しながら、営業しながら、今販売手続をしているというところなんです。

その中で、箱根のプロジェクトにつきましては、paramitaという会社が

いろんなところで営業を、全国展開で尾鷲のJ-クレジットをより広く活用していただきたいということで、今取組をしていただいているということです。ですので、8,000円をベースに売らせていただいておりますので、相手方がそれは幾らで売れているのかというよりも、我々としては8,000円を担保させていただきたいというところで交渉しています。

○中村委員　今説明していただいたんですけれども、これ千百四十何ぼのCO₂があって278トンCO₂しか8,000円で売れていないということですよね。これを別に2,000円で全部売り切ったほうが価格的には高いかもしれないし、今言われているこの会社の提携先だけに売ったら8,000円で売れるみたいな話を今説明されたんですけれども、そういうふうなJ-クレジットではないと思うので、J-クレジット、もちろんCO₂の排出量が、今後世界的にうまいこといくのかいかないのかは別として、8,000円で売りたいというのは、市場の価格変動とはもう全く違う、2,000円から1万円で売れるもので、8,000円ぐらいで売ってほしい、売ってほしいのは分かりますけれども、今後8,000円で6,347トンCO₂みたいな量が出てきたのが売れるかどうかというところに、市場の値段に合わせたほうが今後売れる可能性があるんじゃないかなと思うんですよ。だから、この企業のやられていることというのが非常に分かりにくいので、もっと分かりやすい説明を常々していただきたいと思います。分かりにくすぎます、市民にとっても、私たちにとっても。

○芝山水産農林課長　確かにJ-クレジット制度自体が単純に二酸化炭素吸収量を販売するということのそもそもが分かりにくいところがあって、でも、我々にとっては、二酸化炭素の吸収量、山を売るわけでも木を売るわけでもなく、二酸化炭素の吸収量を現金化することができるという非常に有効的な手段である、そこはもちろん委員さん十分御承知のことだと思います。

あとは関係人口、関係企業を増やしていきたいという思いが強いものですから、一般的なこれまで取得している自治体はほとんどが相対で取引している関連企業に売ったり、あとは入札で売っています。我々はそういうところじゃなくて、尾鷲のまちづくりに興味を持っていただけるようなところを今少しでも探していきたい、でも、確かに今委員言われたように、これが売れなかったらどうするのと言われたときに、最後の最後は2,000円でも買っていただけたところがあったら入札でも売っていかないといけないかも分からない。でも、そうならないように我々は今企業といろんなところで話をしながら、尾鷲を応援していただける企業を探し

ているという状況で、今幾つか複数社、まだちょっと秘密保持の契約の関係で申し上げられませんが、幾つかの企業ともいろいろお話はさせていただいております。

○中村委員　　今言っていたような努力を市職員の方がしていただいているのは非常にありがたいですし、本来、尾鷲市の市有林というのは、尾鷲市役所の財産ですので、そこから発生するCO₂の吸収を売っていくというのも本来市役所の仕事なんですよ。それをどこかにまわってこれをやらせてもらうというんじゃなくて、今関わっておられるようなことを本来自前でしていったって、これ最終4,000万にもなるような事業ですので、これを全額どこかの企業に持っていかれるんじゃなくて、今後減っていく税収入として尾鷲市がこれをちゃんと管理して、売っていくというふうな努力をしていただきたいなと思います。

○芝山水産農林課長　　今取り組んでいるのは、我々が協定を結んで一緒に取り組んでいるもので、委託で丸投げしているような関係ではなくて、一緒に尾鷲のまちづくり、逆に我々は1次産業としてこういうまちづくりをしたいんだ、尾鷲はこういうまちづくりをしたいんだというのを東京支部のような形でお伝えをしながらという想定で営業をかけている。ですので、イニシアチブは完全に我々の尾鷲市がまちづくりとしてつかんでいるという関係でやり取りをさせていただいております。

それと、paramitaという会社の販売につきましては、最終的にローカル・コープ尾鷲に全部負担金として出していきますが、この負担金は尾鷲での活動に全部還元をされております。みんなの森に今何十人と人が入っていただいて、整備をしていただいたり、そういうところに全て還元されているお金でございしますので、どこかの企業に全部丸取り、横取りされているというような発想ではないです。むしろ全部尾鷲に戻ってきているというところ、しかもそれをフィルターを通して拡大しながら、いろんな企業に営業をかけながら戻ってきているというところの取組となっております。

○仲委員長　　中村委員さん、以前にゼロカーボンシティの関係でローカル・コープ等の説明をどこかのあそこでしたかな、それがいろいろ進化をしてくれていますもんで、また、委員会としては機会を設けて、みんなの森とかローカル・コープとか、今回、新しいSINRAプロジェクトの関係もありますので、全体をまた再度皆さんに確認をしていただくという意味で、担当課へ要請して説明を受けたいと思っていますので、担当課はよろしいですね。そういうことで機会を設けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小川委員　　今CO₂の削減で山を使っていますけど、藻場という海のほうがCO

2の吸収率高いですね。藻場再生事業もやっているんだったら、藻場も使って、これはブルーカーボンですか、これでJ-クレジットをやったほうが吸収率も高いし、そのお金で藻場再生とか水産業の発展にもつながって、また、違う水産関係の会社も買っていただけるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○芝山水産農林課長 確かにおっしゃるとおりです。藻場につきましては20年来再生活動をやっておりまして、今、ブルーカーボンのほうの事務局のほうにも、うちのデータを全部出しまして、どの程度のトン数が認証されるかというトン数までは大体把握はしております。あとはそれを1トン当たりどのような形で売っていくのかということになるんですが、1点ちょっと足踏みをしているところは、ブルーカーボンの場合は、制度上、売上げた金額は、全て新たな海の活動に、藻場再生の活動に、もう一回還元していくということに回していかないといけない。それをしていくに当たってどういう方向性で、今はウニ除去がメイン、ガンガゼ除去がメインなんですけど、ガンガゼ除去をする、例えば人材の確保であったりとか、あとは、ガンガゼ除去だけでいいのか、どういう形でモニタリングをしていくのかとか、そういったところをちゃんと確立させてその財源として使っていききたいというふうに考えていますので、もう取得できる手続まではいけています。

○小川委員 そっちのほうの事業に使わなきゃならないというんでしたら、藻場再生の種を、ガンガゼ駆除だけじゃなしに、藻場の種をまいたりすることもできるんじゃないですか。そういうふうに使ったらいいんじゃないですか。

○芝山水産農林課長 その辺りも含めて、日本自然保護協会というところと今一緒に活動しているんですが、その日本自然保護協会の海の専門家の皆様方にもちょっと尾鷲の海の状況を見ていただいて、藻の生え方とか、だんだん亜熱帯種に藻も変わってきていますので、そういったところの研究も今一緒にやっていますので、その辺りがちゃんと明確に事業として落とし込めるようになったら、その財源を取りにいきたいと思っています。

○仲委員長 他に質疑、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしと認めます。

これで、水産農林課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

あと3課ですもんで、昼を過ぎても大体12時半過ぎぐらいまでやり遂げたいと思うんですけど、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　それでは、次、商工観光課お願いします。

議案第31号については、政策調整課で説明済みでありますので、報告事項のみということで、説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長　それでは、商工観光課です。よろしくをお願いいたします。

行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知させていただきます。

第71回おわせ港まつりの進捗状況についてであります。

開催日は8月3日土曜日、雨天の場合は翌日4日への順延となっております。

具体的な行事内容です。

2年ぶりの復活となります尾鷲節パレードにつきましては、午後4時から開始を予定しており、パレードのコースといたしましては、紀望通りの西村整形外科前から、黒潮道路を渡った大会本部前までの約200メートル間です。おおよそ1団体35分から40分程度を想定しております。

5月末時点の参加申込み状況といたしましては、11団体157人、個人の一般・学生で36人、計193人となっており、現在でも団体、個人からの申込みは徐々に増えており、250名を超えております。

なお、この数字につきましては、市職員は含まれておりませんので、現在各課からの報告を受け、取りまとめ中であります。

次に尾鷲港特設ステージです。

パレード終了後の午後6時半から開始となっております、昨年度の第36回全国尾鷲節コンクール優勝者である尾鷲中学校2年生の仲勇人さんによるステージ、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会による尾鷲節及び尾鷲節踊り、ロックジャム及び尾鷲節保存会こども太鼓による太鼓饗宴となっております。

そして、特設ステージ終了と同時に海上花火大会となっております。今回は、昨年度の反省を踏まえた関係機関からの御意見や市民の皆様の声も参考にし、30分前倒しの午後7時30分開始とさせていただきます。

なお、昨年度を打ち上げることができませんでした花火につきましては、本年度のプログラムに昨年度分の花火であることを明示させていただいた上で、本年度打ち上げさせていただきます。

おわせ港まつり当日は、午前9時から午後1時まで、尾鷲魚市場で尾鷲イタダキ市が同時開催されますが、市内事業者の皆様から夜まで出店したいとの御意見がありましたので、今回、おわせ港まつり実行委員会として初めて尾鷲マルシェという

形式で地元出店ブースを設ける予定となっており、現在、出店募集を行っているところでもあります。

なお、実行委員会では、そのほか新たな取組を検討しているとの報告を受けております。

以上、第71回おわせ港まつりの進捗状況についての報告とさせていただきます。続きまして、2ページを御覧ください。

熊野古道世界遺産登録20周年記念イベントについてであります。

平成16年7月7日に熊野古道が世界遺産に登録されてから本年度で20周年を迎えます。これを記念し、登録日である7月7日に、県主催で三重県立熊野古道センターにおいて、スペイン・バスク自治州関係者をお招きし、国際シンポジウムが開催されます。国際シンポジウムの詳細は、現在県で詰めていただいておりますが、それに合わせて、尾鷲市として、同会場において、「スカイランタンに願いをこめて」といたしまして、将来の尾鷲を担うひのきっこ子ども園や市内の各保育園、小中学校の子供たちに絵付け等をしていただいたスカイランタン100基を夜空に打ち上げます。開始時刻は午後6時半からを予定しておりますが、県主催の国際シンポジウムとの連携を図るため、シンポジウム終了後、午後4時過ぎになるかと思いますが、参加者であるバスク自治州関係者や三重県知事にも告知の意味も兼ねて一部スカイランタンの打ち上げをお願いしているところでもあります。現在、県の事業担当課と協議を進めているところでもあります。

また、スカイランタン事業に併せて尾鷲観光物産協会として、同じく三重県立熊野古道センターにおいて、午後5時から午後9時まで、尾鷲市在住の12事業者による飲食物販ブース等の出店、市内団体によるダンスも予定しておりますので、皆様の御来場をお待ちしております。

ページ番号は入っておりませんが、3ページ、4ページは、尾鷲観光物産協会で作成いただきましたチラシを添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、熊野古道世界遺産登録20周年記念イベントについての報告とさせていただきます。

商工観光課からの報告は以上となります。

○仲委員長　　ありがとうございます。

以上が商工観光課の報告事項でございます。

何か質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

商工観光課、審査終了します。御苦労さんでした。

次、教育委員会。

あと2分で正午の時報ですもんで、しばらくお待ちください。その間に準備をお願いします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後0時00分)

○仲委員長 それでは、教育委員会の審査に入ります。

審査に入る前に教育長より挨拶があります。

○田中教育長 教育委員会生涯学習課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうちの生涯学習課に係る部分につきまして担当課長より説明いたさせますので、御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○仲委員長 教育委員会の歳出で、小学校費、学校管理費の財源構成については、既に福祉から説明をいただいておりますので省略してください。

○山中生涯学習課長 それでは、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、生涯学習課に係る予算について御説明いたします。

歳入から説明をさせていただきます。

通知いたします。補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、生涯学習課に係るものは、8節教育費雑入で137万5,000円の減額で、内容は、芸術文化振興育成事業助成金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

通知させていただきます。補正予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、その他特定財源137万5,000円を減額し、一般財源137万5,000円を増額とする財源構成でございます。

内容は、尾鷲市市制施行70周年記念演奏会に係る公益財団法人三重県文化振興事業団からの助成金の額の決定によるものでございます。

改めて、尾鷲市市制施行70周年記念演奏会について御説明をさせていただきます。

通知いたします。委員会資料1ページを御覧ください。

これは、当日会場でお配りするチラシでございます。開催は令和6年6月30日曜日、開演が14時30分を予定しております。

演奏会は、昨年創立100周年を迎えた日本で一番歴史があり、大阪を拠点とするプロの吹奏楽団で、日本3大吹奏楽団の一つとされている公共吹奏楽団であるOsaka Shion Wind Orchestra（オオサカ・シオン・ウィンド・オーケストラ）を招き開催することにより、次代を担う市内の小中学生などに、プロの質の高い本物の音楽に身近に触れていただく機会を創出するものでございます。

2ページを御覧ください。

当日の演奏曲目でおよそ1時間30分を予定しており、前半はクラシック系、後半はカジュアル系の2部構成となっております。

本演奏会には、市内の小中学生や来賓者などを招待し、一般観覧者を含めると満席となることが見込まれております。一般観覧者の応募者につきましても500名以上の応募があり、抽せんの後、来週早々に皆様に結果の通知が届けられるよう現在準備を進めております。また、抽せんから漏れた方につきましては、少しでもお楽しみいただけるよう、小ホールにてライブ映像を流す予定としております。

以上で、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてに係る生涯学習課の説明を終了させていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 ありがとうございます。

教育委員会の議案第31号の説明は以上であります。

質疑、ございますか。

○南委員 今、小中学生にこういった文化を提供したいということで招待すると言ったんですけれども、一体何名招待するつもりですか。みんなおったらほとんどはもういっぱいになってしまうんですけど、そこら辺だけ説明を。

○山中生涯学習課長 学生につきましては、小学生が保護者を含めまして64名、中学生に関しましては、これはもう授業の一環としてほぼ全校生徒が、尾鷲中学校、輪内中学校ともに出席をしていただくということで、教師を含めて一応143名。あと高校生の方はちょっと、より多くの方に来ていただきたかったんですが、試験

の前日ということで、4名という形になっております。

○南委員 ちょっと今、中学生で、全部で143名って……。

○山中生涯学習課長 すみません。先生を入れて343名でございます。

○仲委員長 他に質疑、ありますか。

中村レイさん何かよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 他に質疑がないようですので、教育委員会の審査を終了いたします。
御苦労さんでした。

次、総務課お願いします。

総務課につきましては、報告事項のみでございますので、課長のほうから説明、
よろしくをお願いします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願ひいたします。

総務課から、尾鷲市制施行70周年記念式典につきましての御報告事項でございます。

資料のほうを御覧ください。通知させていただきます。

今月6月20日に市制施行70周年を迎えるに当たりまして、6月30日、日曜日に記念式典を開催させていただきます。70周年を祝うとともに、市政功労者の皆様への記念表彰を行います。

会場は市民文化会館で、当日9時から受付を開始し、10時より開式させていただきますと考えております。来賓者、表彰者であります市政功労者の皆様のほか、市民の皆様にも当日御入場いただけますよう準備させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

式次第のほうでございますが、資料のほうで、10時からオープニングアトラクション、70周年の歩みを披露させていただきます。開式の辞から国歌斉唱、市長式辞、市議会議長挨拶をいただきまして、市政功労者の皆様への記念表彰に入ります。そして、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露をさせていただきます閉式の辞とさせていただきますと思っております。

なお、オープニングを飾るアトラクションでございますが、坂東流柳蛙会、尾鷲節保存会、子ども太鼓、ロックジャムの皆様により本市が誇る伝統の尾鷲節を御披露させていただきますと思っております。尾鷲節手踊りにつきましては、坂東流柳蛙会様とともに市職員も参加させていただくこととさせていただきます。

式典当日でございますが、ぜひ多くの市民の皆様へ御来場を賜り、共にお祝ひし

ていただきたくお願いを申し上げたいと思っております。

以上、総務課からの報告でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

総務課の報告事項、何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　質疑なしと認めます。総務課、御苦労さんでした。

最後に副市長から報告があります。

○下村副市長　それでは、私のほうから、紀北消防組合本部、尾鷲消防署庁舎移転候補地について御報告させていただきます。

先般、紀北消防組合本部、尾鷲消防署庁舎の移転候補地として、水道部が所有する樋ノ口地内にある土地を検討願いたいとの申入れがあり、現在、水道部及び庁舎関係課で検討を進めております。

候補地につきましては、所在地が矢浜4丁目902-1、地目が雑種地、地積が1万2,681平米で、昭和61年5月に取得価格2億円で取得しております。

同用地につきましては、平成16年より国土交通省に、現在は尾鷲警察署の仮庁舎として賃貸しております。水道部としては、企業会計ということもあり、尾鷲市の条例にある財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に規定する公用または公共に供するとして、譲与または時価より低い価格での譲渡、無償または時価より低い価格で貸し付けることは、本年度の料金改定を行ったこともあり、水道利用者に説明することは厳しいとの意見が出されております。

当該用地の現在の固定資産評価額は1億8,283万4,658円ですが、後背地が斜面で灌木が密集している状況であり、評価としての補正がなされていないため、土地鑑定を行えば鑑定価格はかなり減額されるものと思われま。水道部としては、鑑定価格での売買であればキャッシュも入り、現在の賃貸契約終了後の同用地の管理費支出もなくなることから売買は可能との意見もあり、現在、鑑定価格での売買を前提に協議を進めております。

以上でございます。

○仲委員長　ありがとうございます。

副市長のほうから、尾鷲消防署の土地の件で報告がありましたけど、この件につきましては、紀北消防組合議会において正式に議題として上がると思うんですけど、事前にそういう申出があったということで、あくまで報告でございますが、何か質疑がありましたら御発言をください。

よろしいですか。

○濱中副委員長 現在の消防署の敷地面積とどれぐらいの差がありますか、候補地になるところと、同じぐらいですか。

○下村副市長 1万2,681平米ですので、その半分程度は、いわゆる後背地が斜面の灌木ということで、平地で建物を建てたり駐車場用地とする面積は大体、7,000平米から8,000平米程度だと思います。現在の消防は4,000平米だったと思います。

○仲委員長 ほかにないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 以上で全ての審議を終了いたします。

それでは、執行部の退席をお願いいたします。御苦勞さんでした。

休憩せんと、準備ができ次第、すぐに採決に入ります。

議案審査が終了いたしましたけど、議員間討議よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで進めさせていただきます。

それでは、当行政常任委員会に付託されております議案第30号、第31号及び第43号の採決を行います。

まず初めに、議案第30号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてについて、可決すべきとする委員は举手願います。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 举手全員。举手全員であります。よって、議案第30号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてについて、可決すべきとする委員は举手願います。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 举手全員。举手全員であります。よって議案第31号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決についてについて、可決すべきとする委員は举手願います。

(挙 手 全 員)

○仲委員長 举手全員。举手全員であります。よって、議案43号は可決すべき

ものと決しました。

ありがとうございました。

委員長報告なんですけど、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 御一任いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ありがとうございました。

以上で行政常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午後 0時13分 閉会)